

条 例

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「において自立訓練施設を利用した者又は医療等の提供を受けた者は、別表第一に定めるところにより」を「においては、自立訓練施設を利用した者は別表第一に定めるところにより、医療等の提供を受けた者は別表第一の二に定めるところにより、」に改める。

第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

（指定管理者による管理）

第十条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条第二号及び第三号に掲げる業務のうち自立訓練施設に係る業務

二 自立訓練施設の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第四条及び第五条（この条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反した場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第十一条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができること。

二 自立訓練施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うこと

ができること。

三 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

四 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十二条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十三条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うこと。

二 自立訓練施設の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関する必要な事項

二 指定管理業務の実施に関する必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、自立訓練施設の管理の適正を期するため必要な

事項

(指定の取消し等)

第十四条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十一条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受ける

ことがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十二条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十五条 指定管理者は、自立訓練施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十六条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に自立訓練施設の利用に係る料金(次項及び次条において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第十七条 自立訓練施設を利用した者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

2 第八条及び第九条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第八条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は手数料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第九条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条、第十六条関係)

区分	金額
自立訓練及び短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費

	<p>用の額及び同条第一項に規定する特定費用として知事が別に定める額の合計額</p>
寝具	<p>一組一日につき 四一〇円</p>

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第六条関係）

区分	金額
<p>診療及び検査</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。</p>
<p>身体検査（試験検査を除く。）</p>	<p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額</p>
<p>ツベルクリン反応検査及び予防接種</p>	<p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額</p>
<p>消毒</p>	<p>容積三、〇〇〇立方センチメートルまでごとにつき 五〇円</p>

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「新条例」という。)第十条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十条第一項、第十一条及び第十二条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日から指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 施行日後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、当該管理を開始する日前に旧条例又は新条例の規定により知事がした承認その他の行為(当該管理を開始する日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(当該管理を開始する日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。